［項を削る。］

［項を削る。］

5　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力防災に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。

6　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力防災に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。

7　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き十六人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第九十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。 ［九・十　略］	（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［号を加える。］ ［九・十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。